

もし、自分だったら

連日のように報道される交通事故。

皆さんは、その報道をどのように受け止めていますか？

「もし、その交通事故の加害者が自分だったら」。

明日のことは誰にも分かりません。

事故の加害者や被害者、遺族になる可能性もあるのです。

広報「おうむ」では、実際に事故の加害者となった人の手記を紹介し、

交通事故防止への込められた思いを伝えます。

真実を語る責任と車の重さ

平成19年4月。私は、人として一番やってはいけないことをしてしまいました。

その日は、友人達と私の家でお酒を飲む約束をしていました。仕事を終えた私は友人達を迎えに行き、お酒を買って自宅で飲み始めました。自宅近くにはタクシー会社があり、帰る人はタクシーで帰ってもらう予定でした。

飲み始めてから3時間程経過した夜の0時頃、ボウリングをやりに行かないかという話になりました。飲酒運転というのは分かっていたのですがその場の雰囲気もあり、男性3人、女性3人の計6人が2台の車に別れてボウリング場に行き

ました。私達は、ボウリング場でも更にお酒を飲み、朝の5時頃まで遊んでいました。帰る段階になり、私も皆もかなり酔いが回っていました。友人の1人は、このまま車で寝てから仕事に行くと言うことになり、私を含めた5人が私の車に乗り込みました。私達も駐車場に寝ればいいものを、友人達を早く送り届けたい、眠いけどまあ大丈夫だろうとの思いから運転をしました。当時、私も友人達も飲酒運転に対する危険性や考え方は非常に甘いものでした。

車を発進させた私は、すぐに睡魔に襲われました。正直、運転をしていたことの記憶がほとんどありません。気が付いた時には、居眠り運転で反対車線に飛び出していました。反対車線に飛び出した

私は、そのままバイクに衝突しました。さらに軽自動車とも衝突し、それでも止まらない私の車はガードレールに激突。横転し炎上しました。車の中で身動きが出来なかった私は、煙を吸いながらそのまま私達は焼け死ぬのだと思いました。しかし、気が付いた時には外にいました。誰に助けを求めたのか未だに分かりません。

私は、状況が全く理解できませんでしたが、ぐったりとしていてそれを見た私はどうしたらいいのか分からず体が動きませんでした。同乗者の女性は泣き叫び、髪の毛や洋服は燃え、車やバイクは火柱を上げて燃えていました。その光景は、言葉ではとても言い表せない状況でした。自分が起こした事犯にもかかわらず全く動けず、私は意識を失いました。本当に情けないです。

私は、病院で目を覚ました。そこで父親から事犯の内容を告げられ、バイクの方が亡くなったことを知りました。「人を殺してしまった」ということに感覚が麻痺し、ただ呆然とするばかりでした。加害者の私ですらこんな感じですから、ご遺族の方々には想像を絶するものであったに違いありません。翌日、ご遺族の方から連絡がほしいと警察の方から話がありました。私はすぐに電話をし、必死に謝罪しました。「葬儀はもう終わったので、退院したら焼香に来てほしい。詳しく話を聞きたい。家に来て下さい」と、ご遺族の方から言っていた言葉を返しました。

「飲酒運転をした」ということを伝えることは本当に怖かったのですが、加害者として自分のことを含め、事実を全てお話しなければならぬと思われました。その時のご遺族のお顔は一生忘れられません。ご遺族の方は、悔しい気持ちや怒りの気持ちで一杯だったはずですが、それでも「あなたは生きていますのだから、この先一生懸命に生きなさい」と言ってくれたい言葉よりも胸が痛く、自分が引き起こした行為に対し悔しい気持ちになりました。

その後、私は逮捕され裁判が終わり、懲役4年の刑が下されました。そして事件から1年後に7000万円が支払われました。ご遺族の方々には、絶対に納得がいかないと思います。7000万円で一人の命が償えるのか。命の値段とは何なのか。償いとは何か。そのことを考えながら受刑生活を送っています。私は、受刑生活は相手に対しての罪の償いとは思っていません。受刑生活は自分を律し、更生させるための訓練だと考えています。出所した時から初めてご遺族に対して本当の償いの日々が始まると思っています。ご遺族の方々には、私を許してくれないと思いますが、自分が犯した罪をよく考え、二度と同じことをしない、友人達にもさせない。そのことを一生守っていくことが加害者としての私の義務だと思っています。

N・K 建設業(24歳)

【東京交通安全協会「贖いの日々」より】

このハガキは詐欺です！請求には応じる必要はありません。ハガキが届いても無視することが大切です。ハガキに記載された連絡先には決して連絡しないでください。電話などをしてしまうと相手に個人情報伝わってしまい、繰り返しお金の請求をされることになりかねません。不安になったり迷ったりした場合には、専門家にご相談することをお勧めします。

このハガキは道内各地に送付されているようで、実際に数百万円の被害に遭われた方もいらっしゃるようです。十分お気をつけください。



田村 秀樹 弁護士
紋別ひまわり基金法律事務所

地域包括支援センター ☎ 84 - 4495

雄武町地域包括支援センター
(役場庁舎別館内) ☎ 84 - 4495
※緊急時の電話相談は24時間受け付けしています。

不安に思うことでしょう。しかし、騙されてはいけません！ハガキには不安を煽るようなことが多数記載されていますが、まず、本当に「訴状が提出された」場合、「訴状」という書類が「裁判所」から送付されてきます。このような「訴状」が届かない限り、みなさんが裁判で訴えられている事実はありません。また、冒頭に書いた「民事訴訟管理センター」などという機関はそもそも実在もしません。

それから、「給与の差し押さえ」ですが、このハガキが届いただけで差し押さえになることはまずありません。差し押さえは一部の例外を除き、基本的には訴えられた後の判決が出るまではできないことになっていますから、ハガキが届いてもすぐに差し押さえになるなどということはありません。

「詐欺」に関する注意喚起をさせていただきます

の数ヶ月ほど、「民事訴訟管理センター」や「民事訴訟告知センター」なる機関からハガキが届いたという相談を何件かお受けしました。このハガキは、総合消費料金が未納になっているなどとうたい、「民事訴訟としての訴状が提出された」「給与の差し押さえおよび動産物、不動産の差し押さえ」などと脅して不安をあおり、訴訟の取り下げについて電話で相談するよう誘導しています。

法的な知識のない方がこのハガキをご覧になると、たとえ料金の滞納などに心当たりがない方でも不安になって、ついついハガキに書かれてある連絡先に問い合わせをしてしまうかもしれません。これが、何かの料金を払っていない方だとなおさら

無料法律相談会(事前予約制) ☎ 0158-26-2277
1月9日(火)・2月6日(火) 13時~16時 地域交流センター2階会議室

地域包括支援センターだより

良いお年をお迎えください

年末年始、ごちそうをたくさん準備されているのではないのでしょうか。高齢になると、口の中が乾きやすくなり、かむ力や飲み込む力が弱くなります。のどつまりを予防するために下記のことにご気をつけましょう。

- 食べる前に水分を取り、食物の通り道をうるおす
- 小さく切って食べやすい大きさにする
- よくかんで、唾液とよく混ぜて飲み込む
- お餅など、飲み込みづらい食品は良く噛んで、注意して飲み込む

のどつまりした時は、前かがみになって背中を強めにたたいてもらう、みぞおちを圧迫するなどして異物を取り除きましょう。異物を取り除くことができず息ができない場合や、意識がはっきりしない場合には直ちに救急車を呼びましょう。

STOP! 交通事故